

平成 25 年 10 月 24 日

関係者 各位

更生会社エルピーダメモリ株式会社  
管財人 木下 嘉隆  
管財人弁護士 小林 信明

## 更生計画に基づく免除率に関する訂正とお詫び

### 第 1 第 1 回分割弁済日における免除率の訂正

更生会社は、東京地方裁判所の許可を得て、第 1 回分割弁済日を平成 25 年 10 月 25 日として、第 1 回分割弁済及び一般更生債権の免除を行う予定でありますところ、以下のとおり、第 1 回分割弁済日における免除率の訂正を致します。訂正につき、深くお詫び申し上げます。

なお、①基本的に、既にお知らせしている第 1 回分割弁済の内容に変更はなく予定どおり平成 25 年 10 月 25 日に弁済されること、②今回の訂正による免除率の減少が、弁済額の増加に直結するわけではないこと、③各債権者の皆様には、追って、書面により、個別に訂正後の免除率に基づく免除額の通知を行う予定であること（平成 25 年 11 月中旬ころまでに通知を予定）、にご留意下さい。

#### 1 訂正前 ※下線部が訂正部分

第 1 回の免除率	<u>5.8%</u> ※左と別に、平成 25 年 2 月末に 66.1%が既に免除済。
-----------	--

#### 2 訂正後

第 1 回の免除率	<u>3.4%</u> ※左と別に、平成 25 年 2 月末に 66.1%が既に免除済。
-----------	--

なお、上記訂正に伴い、更生会社ウェブサイト(<http://www.elpida.com/pdfs/pr/2013-10-11j.pdf>)に掲載している平成 25 年 10 月 11 日付け「更生計画に基づく弁済について」記載の第 2 回分割弁済以降の免除率の見直しにつきましても、以下のとおり訂正致します。

#### 1 訂正前 ※下線部が訂正部分

	第 2 回～第 7 回の合計	第 1 回(参考)	第 1 回～第 7 回の合計(参考)
免除率	<u>1.396%</u>	<u>5.8%</u> ※ 2	7.196%

#### 2 訂正後

	第 2 回～第 7 回の合計	第 1 回(参考)	第 1 回～第 7 回の合計(参考)
免除率	<u>3.796%</u>	<u>3.4%</u> ※ 2	7.196%

## 第2 訂正に関する説明

### 1 更生計画の定め

各分割弁済日における免除率の算出方法は、更生計画 30 頁に、以下のとおり記載されています。簡潔に纏めると、スポンサーであるマイクロン社から取得するお金から確定更生担保権と確定した優先的更生債権の総額を弁済して残ったお金を全て確定一般更生債権に弁済してもなお残る債権残高を免除する趣旨のものです。

※更生計画 30 頁より抜粋。

元本等一般更生債権については、第 1 回分割弁済日から第 7 回分割弁済日までの各分割弁済日において、本更生計画に基づく免除前の確定更生債権に下記の算式により算出される割合（百分率）を乗じた額（当該分割弁済日前までに免除された額を除く。）につき免除を受ける（このイにおける確定更生債権及び確定更生担保権は、①本更生計画に基づき弁済及び免除される前のものであり、②当該分割弁済日において、確定していない未確定更生債権等、停止条件が成就していない停止条件付更生債権、後述第 3 の 1 に基づき確定更生債権とみなされない保証債務履行請求権たる更生債権、届出に付された条件が成就していない予備的届出がなされた更生債権、開始後利息及び遅延損害金並びに延滞金等、を含まない。）。

記

$$\frac{\text{分母額} - (\text{スポンサー支援金額} - (\text{確定更生担保権の総額} + \text{確定した優先的更生債権の総額}))}{\text{確定更生債権の総額}} \times 100$$

### 2 従来算出方法

従前の 5.8% という免除率は、以下のとおり当てはめて算出した 71.9% から免除済の 66.1% を減じたものです。

$$\frac{2848 \text{ 億 } 0401 \text{ 万 } 9012 \text{ 円} - (1978 \text{ 億 } 9359 \text{ 万 } 1365 \text{ 円} - (1128 \text{ 億 } 6878 \text{ 万 } 6340 \text{ 円} + 51 \text{ 億 } 0444 \text{ 万 } 6738 \text{ 円}))}{2848 \text{ 億 } 0401 \text{ 万 } 9012 \text{ 円}} \times 100$$

### 3 訂正内容

この点、近時、更生会社の子会社である E B S 株式会社の更生債権（261 億 8795 万 9629 円）のうち 223 億 2033 万 0211 円が、E B S 株式会社からその株主である更生会社に現物配当されたことにより、債権者と債務者がいずれも更生会社となり消滅しましたので、以下のとおり、分母及び分子の 2848 億 0401 万 9012 円（確定更生債権の総額）から 223 億 2033 万 0211 円を差し引いた 2624 億 8368 万 8801 円を当てはめて再算出しますと、69.5% となり、そこから免除済の 66.1% を減じた 3.4% が今回の追加免除率になります。

$$\frac{2624 \text{ 億 } 8368 \text{ 万 } 8801 \text{ 円} - (1978 \text{ 億 } 9359 \text{ 万 } 1365 \text{ 円} - (1128 \text{ 億 } 6878 \text{ 万 } 6340 \text{ 円} + 51 \text{ 億 } 0444 \text{ 万 } 6738 \text{ 円}))}{2624 \text{ 億 } 8368 \text{ 万 } 8801 \text{ 円}} \times 100$$

以上